

○経済産業省告示第八十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条の規定に基づき、次に掲げる者の特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条後段において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二日

経済産業大臣 赤澤 亮正

一(一) 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所

a uファイナンスシャルサービス株式会社 東京都港区西新橋二丁目三番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類

包括信用購入あっせんの業務を行う事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日

令和七年七月三十一日

(四) 特定社会基盤事業者の指定の解除をした日

令和八年七月一日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類
包括信用購入あっせんの業務を行う事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日

令和五年十一月十六日

(四) 特定社会基盤事業者の指定の解除をした日

令和八年七月一日